

インボイスのお悩みズバリ解消します セミナー

次 第

〈日 時〉

令和6年10月2日（水） 13：30～16：00

〈講 師〉

税理士 上杉恵一

〈タイムスケジュール〉

13：30～13：35 はじめに

13：35～14：40 前 半

- ・ 今一度おさらい、インボイス制度基本の“キ”
- ・ こんな時どうする？インボイス発行と保存の現実（前編）

14：40～14：50 休 憩

14：50～15：35

- ・ こんな時どうする？インボイス発行と保存の現実（後編）
- ・ 総点検、「出張旅費特例」他各種特例の現場対応術

15：35～15：55 質疑応答、テキスト以外のお悩みごと解説

15：55～16：00 本日のまとめ

インボイス制度 テキスト以外のお悩みごと 5選

- ① 金融機関の窓口又はオンラインで決済を行った際の金融機関の入出金手数料や振込手数料について、仕入税額控除の適用を受けるために、何を保存すればよいでしょうか。

- ② 当社は、クレジットカード会社が発行するタクシーチケットを取引先の接待時等に相手方に渡して使ってもらっています。このチケットは、タクシー会社が発行するものとは異なり、クレジットカード利用明細書しか送られてこず、また、チケット自体を取引先等に渡してしまっているため、タクシー利用の際に交付を受ける簡易インボイスも回収できません。どうすればいいのでしょうか。

- ③ 当社の従業員が出張する際、ホテルの予約にBooking.com等の海外予約サイトを利用しています。予約時又は決済時に、海外予約サイトからインボイスが発行されませんが、どうすればいいのでしょうか。

- ④ フリーマーケットアプリやインターネットオークションを通じて、販売目的の商品を仕入れることがあります。この場合、仕入税額控除の適用を受けるためには、どうしたらよいでしょうか。
また、固定資産など自ら使用する目的で物品を購入する場合はどうでしょうか。

- ⑤ 同業他社等と飲食店やホテルで懇親会を開催する場合、幹事を務める会社が、参加会社から懇親会費を徴収し、まとめて飲食店等に支払うことが想定されます。参加会社の立場として、懇親会費の仕入税額控除を受けるためにはどうすればいいのでしょうか。

本日のまとめ

【1】買い手側の心得

重要なのは、支払先がインボイス登録しているか否か。当面の間（3年間程度？）は、インボイスの記載事項の不備等については、さほど神経質になる必要はない

【2】売り手側の心得

我が社の信用を損なわないためにも、当方が発行するインボイスについては、記載事項の不備が無いよう、また、買い手にとって誤認が生じない仕組みであるよう最大限努める（我が社の利便性より顧客の利便性優先）

【3】買い手、売り手共通（主に買い手）の心得

「出張旅費特例」等各種特例を正しく理解することで、我が社の経理事務合理化の一助とする